

令和7年度事業計画

1 はじめに

昨年1月1日に発生した能登半島地震につき、現地で相談活動を行った弁護士を講師とした高知県主催の研修会に参加し、震災直後の相談活動の必要性を強く感じた。震災発生後速やかに当会が活動を再開することができるよう被災経験のある他県会の過去の例を参考にし、引き続き、準備をしていく。

昨年4月1日に施行された相続登記申請義務化の影響は大きく、各相談会では多くの相談が寄せられており、この状況は今後しばらく続くものと思われる。さらに、令和8年4月1日からは、住所氏名等変更登記の申請義務化が施行される。相続登記申請義務化、住所氏名等変更登記申請義務化に関する講演会・相談会を高知県内の各地域で開催することにより、市民への情報提供、「登記手続と言えば司法書士」と印象付けるような広報活動を引き続き行っていく。

法務局が、相続登記は司法書士に依頼することを推奨するチラシを配布するなどし、市民に対し司法書士の存在をアピールしてくれている。今後も各会員の相続登記の受任件数は相当数あると思われるが、会員が過労により心や身体の健康を害することのないよう、会員同士が交流できる機会を作り、一致団結して相続登記の促進を図っていく。

不動産登記法のほか、司法書士にとって重要な法改正が続いている。これらの改正法への対応のため、また、研修単位取得の機会を増やすため、各種研修会、勉強会を多数開催する。

コロナ禍において実施されてきた実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資の返済が困難な方、多重債務の問題に関しては、高知県多重債務者対策協議会、高知県自殺対策連絡協議会等、各関係機関と連携し、問題解決に取り込んでいく。また、債務整理業務に必要不可欠な民事法律扶助の利用を促進するため、法テラスとの契約会員数の増加を図る。

会員数の減少、司法過疎地の問題については、支部との情報交換を行い、司法書士の空白地帯が生じないように、都市部の単位会でのチラシの配布、リニューアルされたホームページ等により当会の情報発信を行い、県外からの開業者の誘致を行う。

2 各事業の具体的計画

[企画部]

(1) 不動産登記に関する業務の推進

①相続・遺言に関する講演会の実施

・県内の市町村及び地域包括支援センター並びに社会福祉協議会に対し、相続・遺言に関する無料講演会を実施する

②県主催の市民向けの「相続おしかけ講座」への講師派遣

③不動産登記に関する勉強会の実施

(2) 商業登記に関する業務の推進

①商業・法人登記に関する勉強会の実施

②高知県事業承継ネットワークとの連携

(3) 裁判に関する業務の推進

- ①裁判事務に関する勉強会の実施
- (4) 簡裁訴訟代理等関係業務の推進
 - ①簡裁訴訟代理等関係業務に関する勉強会の実施
- (5) 財産管理に関する業務の推進
 - ①相続財産管理人・清算人、不在者財産管理人、遺言執行者、所有者不明土地管理人など各財産管理人および相続土地国庫帰属制度の実務に関する勉強会の実施
 - ②所有者不明土地管理人制度・国庫帰属制度についての講演会の実施
- (6) 成年後見に関する業務の推進
 - ①社会福祉士会との連携による福祉分野の知識の習得
 - ②成年後見制度利用促進法への対応
 - ・各市町村における中核機関の設置への協力等を、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポートと連携して行う
- (7) 空き家等対策の推進に関する特別措置法への対応
 - ①行政や民間団体等で構成する高知県居住支援協議会の空き家対策部会への参加を中心とする、行政等への、空き家問題において司法書士が担うことができる役割の周知及び司法書士活用の働きかけ
- (8) 消費者問題に関する事業
 - ①県立消費生活センターの相談員に対する法律相談（いわゆるアドバイザー）及び相談員との事例検討会への会員の派遣
 - ②上記事例検討会の事例を題材とする勉強会の実施
 - ③高知県多重債務者対策協議会との連携
- (9) 法教育に関する事業
 - ①法教育の実施
 - ・専門学校、高校、聴覚障害者支援団体などへの会員の派遣
- (10) 自死問題、ギャンブル等依存症問題、高齢者虐待、労働問題、犯罪被害者支援などの社会問題対策
 - ①経済的困窮者に対する法律支援事業の実施
 - ・最低限度の生活保障の確保及び自立への助力を必要としている市民に支援を行った会員に対し、当会が実費等を支弁し、もって市民の生存権・幸福追求権の実現に資することを目的とする「経済的困窮者を支援する事業」の継続
 - ②簡裁訴訟代理等関係業務の受任推進事業の実施
 - ・経済的合理性の点で市民が法律専門家に依頼することを躊躇するような少額の事件につき、会員の報酬の一部を助成することで、会員の簡裁訴訟代理等関係業務の積極的な受任推進を図ることを目的とする「少額事件簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業」の実施
 - ③他団体が開催する社会問題に関する会議や研修会への出席

[相談事業部]

- (1) 総合相談センター
 - ①総合相談センターの機能充実

- ・高知会場、四万十会場、安芸会場、須崎会場での定例相談会の実施
- ・相続登記相談センターの運営
- ・相続登記相談会の実施、クレサラ相談会の実施

②各種相談事業の企画・実施

- ・司法書士の日相談会（令和7年8月2日（土））
 - ・中央支部、東支部、中東支部、中西支部、西支部管内での無料法律相談会の実施
- ・法の日記念相談会（令和7年9月27日（土））
 - ・高知市において不動産登記無料相談会の実施
- ・相続登記はお済みですか月間の実施（令和8年2月1日～令和8年2月28日）
 - ・月間中の各会員事務所における相続登記に関する無料相談の実施及び広報
- ・相続登記相談会
 - ・相続登記無料セミナーと中央支部、東支部、中東支部、中西支部、西支部管内での無料相談会の実施
- ・相続登記リレー相談会の実施
- ・司法過疎地域における相談事業
- ・他士業との合同相談会
- ・賃貸借相談会（令和7年4月13日（日））
- ・市町村・法務局等への相談員の派遣

③県・市町村などの自治体、法テラス、県立消費生活センターなどの関係機関との連携強化

④相談員の資質の向上

⑤民事法律扶助の利用促進

（2）調停センター

①調停センターの運営

[研修部]

（1）登記・裁判業務の拡充

会員の執務の向上及び登記・裁判業務の拡充を図るべく研修を実施

- ・執務の向上に関する研修の実施（倫理研修）
- ・不動産登記に関する研修の実施
- ・相続に関する研修の実施
- ・企業法務、商業登記の研修の実施
- ・裁判に係る研修の実施

（2）会員一般研修会の企画及び実施並びに会場について

- | | | | |
|---------|------|-----------|------|
| （日程）第1回 | 令和7年 | 7月26日（土） | 高知会館 |
| 第2回 | 令和7年 | 11月15日（土） | 高知会館 |
| 第3回 | 令和8年 | 2月28日（土） | 高知会館 |

（3）任意研修会の企画及び日司連が開催するWeb配信の研修への積極的な参加

（4）DVDや日司連研修総合ポータルサイト（eラーニング等）を活用した研修の推奨

（5）ZoomやTeamsを活用した研修

- (6) 年次制研修の運営
- (7) 配属研修の実施
- (8) 研修単位の管理
- (9) 支部研修への協力（支部を中心とした小規模の研修会）

[広報部]

(1) 制度広報

相続登記の申請義務化による「相続登記は司法書士に！」を昨年度から引き続きメイン広報としつつ、令和8年4月1日施行の住所変更登記申請義務化に関する広報や成年後見、債務整理、会社・法人登記等司法書士の業務内容全般の認知度を上げ、司法書士が「身近なくらしの相談相手」として、頼れる存在であることを市民に周知するため、以下の広報活動を行う。

- ①法務局・市町村等に配布した司法書士名簿チラシの更新・配布
- ②ラジオへのコーナー出演
- ③高知新聞（ペンシル、BS下）への広告掲載
- ④TV・ラジオのスポットCM
- ⑤ポスター・チラシの配布

(2) イベント広報

相談事業部・企画部と連携し、司法書士の日相談会、法の日記念相談会、相続登記相談会、県境相談会等の各種相談会を市民に広く周知し、気軽に利用してもらえるよう以下の媒体により広報を行う。

- ①各市町村広報誌への掲載依頼
- ②高知新聞朝刊有料広告（TV解説欄中広告、ペンシル、BS下欄、アドにゅーすけ）
- ③高知新聞朝刊無料広告（情報玉手箱、こみゅっと）
- ④プレスリリース配布
- ⑤折込チラシ配布

(3) 司法書士U・Iターン開業PR

当会会員数が減少傾向にあるため、会員増強対策として、高知へのU・Iターン開業や事務所承継に関するPRチラシを作成し、東京・大阪等都市部の単位会の総会や研修会で配布する。

(4) ホームページの維持管理

各種相談会の開催情報等、速やかな更新作業により市民から利用しやすいホームページとする。

(5) ホッホーだよりの発行

会員への情報提供、会員間の親睦を深めることを目的として、ホッホーだよりを発行する。

[総務部]

(1) 防災対策・危機管理体制の整備

- ・非常用備品の備え置き、避難訓練の実施等
- (2) 他団体との連携・情報交換
 - ①法務局
 - ②裁判所
 - ③弁護士会
 - ④法テラス
 - ⑤土佐士業交流会
 - ⑥その他の関連団体
- (3) 事務局体制の充実
 - ・職員研修の実施
 - ・事務分担の確認と整理
- (4) 定期健診の推進
- (5) 支部活動の支援
- (6) レクリエーションの実施
 - ・会員間の親睦を図るためのレクリエーションの実施

[経理部]

- (1) 予算の適正な執行・管理